

羽曳野市新総合事業実施準備状況ヒアリング結果概要

2015年9月11日

対応者 羽曳野市保健福祉部保健福祉室 地域包括支援課長 中村幸子（保健師）
ほか3名

出席者 大阪社保協 寺内 日下部
羽曳野社保協 4人 市会議員（ ）

1 基礎的なデータをご提供ください

①直近の要介護・要支援認定者数（要介護度別）・第1号府保険者に占める認定率

【口頭回答】

平成27年3月時点

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
1215	989	751	1170	806	771	520	6222

②要支援者のサービス利用実績（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）

【口頭回答】

平成27年3月

介護予防訪問介護

要支援1 321人
要支援2 315人
計 646人

介護予防通所介護

要支援1 237人
要支援2 236人
計 473人

③介護予防事業の実績

【資料提供より抜粋】

(1) 基本チェックリストの実施状況

実施者数	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	17,387	16,450	14,957

(2) 二次予防事業対象者の決定状況

	平成25年度	平成26年度
人数	4,175	3,672

(3) 二次予防事業（通所型）の参加者（実人数）

	平成25年度	平成26年度
人数	76	72

※二次予防対象者の内、二次予防事業（通所型）に参加した人は1.9%程度

2 貴市の「地域包括ケアシステム」の基本的な考え方はどのようなものでしょうか。また、地域包括ケア体制を作り上げていく上での課題は何でしょうか。

【口頭回答】別紙データ資料提供

平成37年の人口推計では、羽曳野市の人口は102,033人に減少する（平成26年115,272人）。一方で高齢者の高齢化率は30.0%（平成26年26.9%）となり、75歳以上の後期高齢者は増加し18.9%（平成26年11.8%）となる。要介護認定者は8,364人で認定率は26.6%となる（平成26年認定者6137人、認定率19.8%）。認知症高齢者も4160人（平成25年2527人）となり、サービス給付費は、138億6852万2千円（平成26年度79億9833万1千円）となる。国から示されている内容にそって「地域包括ケアシステム」を構築していく。

地域包括支援センターが直営で一か所なので、そのまま市の方針が実施できる。ランチとして7か所の在宅介護支援センターがある。「いきいき百歳体操」のモデル事業を平成26年度からスタートして当初3か所で始まり、現在は介護予防とセットで21か所360人となっている。市にリハビリ専門職が配置されていないのが課題。

3 28年度から新総合事業を開始する理由は何でしょうか。また、その準備スケジュール。関係者への意見聴取及び説明の予定はいかがでしょうか

○28年度開始理由

【口頭回答】

高齢者の社会参加の促進、介護予防、低廉なサービスの創出などが国の方針。平成29年4月までの猶予期間はあるが、より早い段階で実施すべきとのことで、可能な時期として平成28年10月とした。

○準備スケジュールの状況

要支援認定の利用状況を精査し、事業所の意向も調査している。サービス類型、単価等の検討を行い、平成27年度中に固めて平成28年度には新制度を周知したい。

○関係者意見徴収

事業所の意向アンケートを実施。ケアマネ連絡会や関係機関との調整は行ってきたい。

○説明予定

事業の方針や方向性については、事業者に対し、平成27年度中には説明したい。

4 新総合事業者移行者のサービス整備予定についてお教え下さい

①訪問型サービス（現行相当、A型、B型 C型 D型）

【口頭回答】

●訪問型サービス

- ・現行相当は現行どおりの基準・単価を考えている
- ・緩和基準A型は、事業所において指定する予定。NPO、シルバー人材センターにもと考えている
- ・住民主体B型はまだこれからといったところ
- ・C型は必要性は感じるが市にリハビリ職がないので

●通所型サービス

- ・現行相当は現行どおりの基準・単価を考えている
- ・緩和基準A型は、事業所で、と考えており、参入意向のアンケートをとっている
- ・住民主体B型は検討中
※街かどデイは現時点では対象には入っていない

●その他のサービス

見守りについて検討

※「きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業」（ボランティアポイント制度最大年間 5000 円換金のポイント）を施設での受け入れから在宅へ広げたい

6 基本チェックリストの実施についてお教え下さい

【口頭回答】

① 実施の基本的な方針

地域包括支援センター（市直営 1ヶ所）と 4 ブランチで基本チェックリストを実施し、明らかに要介護認定が必要な人は要介護認定申請を案内する

② 実施件数見込

1550 件 要支援 744 件

8 新総合事業の予防プランの状況についてお教え下さい

【口頭回答】

① 予防プラン件数（・）

1 2 5 5 件 地域包括直接 4 0 8 件 居宅介護支援事業所委託 8 4 7 件
委託プランは更新の時にプラン内容について点検している

② 多様なサービスへの移行促進の考え方・方法について

ケアプランは言われるがままにサービスを入れる傾向があったが、本人に必要なサービスを介護予防の視点で位置付けることが重要。リハビリ職の研修も行い、より自立に向

けてのプランとなるようにしていきたい

7 生活支援コーディネーター及び協議体の設置の状況についてお教え下さい

【口頭回答】

協議体は27年度に立ち上げ、コーディネーターは28年度には設置したい

8 総合事業の事業費の見込についてお教え下さい

【口頭回答】

現在作業中です

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業を実施しています！

～あなたも介護支援サポーターになりませんか～

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業（通称：きらプロ）とは？

市内の介護保険施設などで介護支援サポーター活動（ボランティア活動）を行うことに
対してポイントを付与し、貯まったポイントを換金できる「介護支援ボランティアポイント
制度」です。

この事業は、高齢者の方が介護支援サポーター活動を通して社会参加・地域貢献をする
ことで、ご自身がより元気にいきいき生活することを目的としています。

事業の概要

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業は、事前にサポーター登
録を行い、市が指定した施設における介護支援サポーター活動を行うと、受入施設でスタ
ンプがもらえます。1年度で集めたスタンプは、評価ポイントに換え、申出により最大5,000
円の転換交付金を受けることができます。

【実施主体及び管理機関】

実施主体：羽曳野市（地域包括支援課）

管理機関：社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会

【対象者】

65歳以上の市内在住で住民登録がある介護保険第1号被保険者で、所定の研修会を受講
した方

【対象となる介護支援サポーター活動】

市が指定をした市内の施設等における次の介護支援サポーター活動

- (1) レクリエーション等の参加支援及び補助
- (2) お茶出し・配膳・下善等の補助
- (3) 話し相手
- (4) 行事等の補助（会場設営、会場内の移動支援等）
- (5) 軽作業等の補助（草取り、清掃、洗濯物の整理など）

【受入施設】

市内に所在する次の施設等で、市が受入施設として指定したところ。

(1) 特別養護老人ホーム、(2) 老人保健施設、(3) デイサービス事業所、(4) 通所リハビリテーション事業所、(5) グループホーム、(6) 小規模多機能型居宅介護事業所、(7) ショートステイ事業所、(8) 養護老人ホーム、(9) ケアハウス、(10) 地域包括支援センター、(11) 社会福祉協議会

[羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業サポーター受入施設一覧]
PDF ファイル(188KB)

PDF ファイル(190KB)※受入施設を募集します。詳しくは「受入施設の募集について」をご覧ください。

【ポイントについて】

- ・概ね1時間の介護支援サポーター活動につき、1スタンプを受入施設で押します。(※1日の上限は2スタンプ)
- ・スタンプの付与(有効)期間は、1年度ごとです。(4月1日～翌年3月31日)
- ・貯めたスタンプは、翌年度にポイントへ交換し、換金することができます。(1スタンプ=1ポイント=100円)
- ・換金(転換交付金活用申出)の申出は、翌年度4月です。(※介護保険料に未納及び滞納がないことが条件となります。)